

随意契約理由書

(工事名) 配水管布設替工事 (25-5・中野新町)

本工事は、府道四條畷停車場線南行車線内の下水道立坑築造工事に先立ち、支障となるため一時的に移設を行った配水管の復元工事を行うものである。

当該箇所は道路幅員が狭く、他の埋設物が輻輳していることから、復元を行う配水管は、下水道立坑の付属構造物に極めて近接する必要がある、布設位置及び工程については、立坑工事に支障がないよう綿密に調整する必要がある。

また、同一の施工ヤードで工事を行うため、現道交通に対する安全管理を一体的に行う必要もあるため、下水道工事と同一業者に発注し一体的に施工管理することで、工事の安全性の確保と適切な品質の確保が可能である。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、下水道工事の受注者である森本組・久本組特定共同企業体と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。